

(第69号議案)

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

勤務の特殊性及び国の同種の手当の支給状況を考慮し、警察職員が、クロスボウを使用し、又は使用するおそれのある暴力団抗争事件、人質誘拐事件その他凶悪事件において防弾装備を着装して行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業に従事した時に特殊勤務手当を支給し、並びに遠隔地水上警戒業務に従事したときに支給する特殊勤務手当の額を改めることとし、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) クロスボウを使用し、又は使用するおそれのある暴力団抗争事件、人質誘拐事件その他凶悪事件において防弾装備を着装して行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業に従事したときに、1日につき1,640円を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額の特殊勤務手当を支給するものとする。
- (2) 遠隔地水上警戒業務のうち、特に困難で心身に著しい負担を与える業務に従事した場合に支給する特殊勤務手当の額は、1日につき550円を1,100円に加算した額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。

3 新旧対照表

【警察職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条関係】

現 行	改 正 案
(手当の支給範囲及び額)	(手当の支給範囲及び額)
第2条 手当は、職員のうち公安委員会規則で指定する者が次の各号に掲げる作業等に従事したときに、その者に対し支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。	第2条 手当は、職員のうち公安委員会規則で指定する者が次の各号に掲げる作業等に従事したときに、その者に対し支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。
(1) 略	(1) 略
(1)の2 銃砲又は爆発物を使用し、又は使用するおそれのある暴力団抗争事件、人質誘拐事件その他凶悪事件において防弾装備を着装して行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 1日につき1,640円	(1)の2 銃砲等（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号第3条第1項に規定する銃砲等をいう。）又は爆発物を使用し、又は使用するおそれのある暴力団抗争事件、人質誘拐事件その他凶悪事件において防弾装備を着装して行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 1日につき1,640円
(1)の3 略	(1)の3 略
(1)の4 遠隔地水上警戒業務 1日につき1,100円	(1)の4 遠隔地水上警戒業務 1日につき1,100円（特に困難で心身に著しい負担を与える業務に従事した場合には、550円を1,100円に加算した額）
(2)～(13) 略	(2)～(13) 略
(14) 危険を伴う救助作業（そのための訓練を含む。）1日につき840円（著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては、 <u>当該作業に従事した日1日につき840円を840円に加算した額</u> ）	(14) 危険を伴う救助作業（そのための訓練を含む。）1日につき840円（著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては、840円を840円に加算した額）
(15)～(25) 略	(15)～(25) 略

4 施行期日

公布の日

## 第70号議案

## 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

## 1 制定の理由

道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度が創設されることに伴い、同法に関する警察手数料について所要の整備を行う。

## 2 制定の概要

特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る警察手数料を新設し、その金額を講習1時間につき2,000円とする（別表7の部関係）。

現行			
名称	警察手数料を納めなければならない者		金額
(12) 講習手数料	法第108条の2第1項の規定に基づき講習を受けようとする者	法第108条の2第1項第15号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 2,000円

  

改正案			
名称	警察手数料を納めなければならない者		金額
(12) 講習手数料	法第108条の2第1項の規定に基づき講習を受けようとする者	法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 2,000円

## 3 施行期日

令和5年7月1日

# 閉会中の継続調査事件一覧

令和5年度

警察常任委員会

件名	項目	調査理由
1 警察組織・活動基盤の整備充実について	1 警察組織・活動基盤の整備充実について 2 県民の理解と協力の確保について	県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、警察組織の総合力を発揮した取組が必要である。このため、時代の変化と新たな治安情勢に的確に対応するための警察組織の人的、物的基盤の整備状況について調査する。 また、警察活動には県民の理解と協力が不可欠であることから、県民の視点に立った各種警察活動の推進状況について調査する。
2 重要犯罪の徹底検挙について	1 重要犯罪の情勢とその対策について	重要犯罪は県民に大きな不安を与える犯罪であることから、早期解決に向け、徹底した捜査を推進していくことが必要である。 そこで、重要犯罪等の情勢と検挙に向けた取組について調査する。
3 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について	1 組織犯罪対策の推進について	県下の指定暴力団である六代目山口組、神戸山口組及び絆會を壊滅するため、取締りと排除活動を連動させた総合対策が必要であるほか、社会にとって大きな脅威となっている暴力団等の犯罪組織が関与する特殊詐欺や薬物・銃器犯罪への対策が喫緊の課題であることから、これら犯罪組織の壊滅に向けた総合的な対策の推進について調査する。 また、悪質・巧妙化する国際犯罪組織の取締りを強化するとともに、外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等を図るなど、検挙と抑止の両面による外国人総合対策の推進状況について調査する。
4 サイバーセキュリティ対策の推進について	1 サイバーセキュリティ対策の推進について	サイバー空間は、地域や老若男女を問わず、全県民が参加し、重要な社会経済が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、あらゆる場面で実空間とサイバー空間が融合した社会の到来が実現となりつつある。こうした中、県民の日常生活に不安を与えるサイバー犯罪や重要インフラ事業者及び先端技術を有する企業等へのサイバー攻撃等のサイバー関係事案が続発している。そこで、サイバー関係事案の取締りや被害の未然防止対策及び官民連携による総合的なサイバーセキュリティ対策の推進状況について調査する。
5 人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について	1 人身安全関連事案への的確な対応及び特殊詐欺の撲滅など、犯罪の未然防止に向けた取組の推進について 2 住民に身近な地域警察活動の推進について	ストーカー・DV、虐待等の人身安全関連事案は、事態の急展開により、重大事件に発展する危険性を内に秘めた事案であり、被害者等の安全確保を最優先に対応することが必要である。また、被害が多発している特殊詐欺等への対策強化は喫緊の課題である。そこで、関係機関との連携を含めた人身安全関連事案への対応状況及び特殊詐欺の撲滅など、犯罪の未然防止に向けた取組の推進状況について調査する。 地域警察活動は、事件・事故への初動対応からあらゆる相談まで多岐にわたる警察活動の基礎であり、交番・駐在所の警察官が地域住民の生活に溶け込み、住民の目線に立った献身的な地域警察活動を展開することが、県民の体感治安の向上につながる。そこで、県民の安全安心を支える地域警察活動の推進状況について調査する。
6 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進について	1 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進について	少年の健全な育成を図るためには、非行少年等の検挙、補導活動を強化するとともに、少年の非行防止と保護対策に向けた取組と少年の性被害防止対策や少年を取り巻く有害環境浄化活動等について、学校その他の関係機関と連携して推進する必要がある。 そこで、少年の健全育成対策の推進状況について調査する。
7 安全・安心・快適な交通社会の実現について	1 快適な交通環境づくりの推進について 2 交通事故防止対策の推進について	安全・安心・快適な交通社会を実現するためには、交通実態の的確な把握、分析に基づき、子供や高齢者等の交通事故防止を始めとする交通安全対策、良好な自転車交通秩序実現のための総合対策、悪質・危険運転者対策、合理的な交通規制と交通安全施設の重点的な整備等の総合的な交通対策を推進していく必要がある。そこで、交通事故防止対策をはじめ、交通安全教育、交通指導取締りの推進状況、更には交通安全施設の整備など、安全で快適な交通環境づくりの推進状況について調査する。
8 テロ対策、大規模災害対策等の推進について	1 テロ対策、大規模災害対策等の推進について	依然として厳しい国際テロ情勢に加え、国内におけるテロ等重大事案の発生も治安の新たな脅威となっているほか、大規模な自然災害や事故災害等への的確な対応が求められる中、これら事案から県民の安全を守るため、危機管理能力を向上させる必要がある。そこで、テロ対策、大規模災害対策等の推進状況について調査する。